（卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件）

第九条　法第四条第五項第九号の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　開設者が、当該卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することができると見込まれること。

二　当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができると見込まれること。

（中央卸売市場の認定の公示）

第十条　法第四条第六項の規定による公示は、インターネットの利用により行うものとする。

（中央卸売市場に係る変更の認定の申請）

第十一条　法第六条第一項の規定により変更の認定を受けようとする中央卸売市場の開設者は、別記様式第三号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第二条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

二　負債

(1)	受託販売未払金
(2)	買掛金
(3)	支払手形
(4)	短期借入金
(5)	未払金（未払税金を除く。）
(6)	未払税金
(7)	未払費用
(8)	前受金
(9)	預り金（預り保証金を除く。）
(10)	前受収益
(11)	仮受金
(12)	賞与引当金
(13)	(1)から(12)までに掲げるもの以外の流動負債
(14)	長期借入金
(15)	預り保証金
(16)	退職給付引当金
(17)	(14)から(16)までに掲げるもの以外の固定負債
(18)	引当金（(12)、(13)、(16)及び(17)に掲げるものを除く。）

2　前項に規定する資産及び負債の額は、純資産額の計算を行なう日（以下「計算日」という。）における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額をこえるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（純資産額回復の申出）

第九条　法第十九条第三項の規定による申出をしようとする者は、申出書に別記様式第二号の例により作成した純資産額調書を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

（純資産額の定期報告）

第十条　法第二十条第一項の規定による報告は、毎年三月三十一日及び九月三十日を計算日として別記様式第二号により作成した純資産額調書を提出してしなければならない。

2　前項の報告は、当該純資産額調書に係る計算日から六十日以内にしなければならない。

（財産の状況を記載した書類の提出）

第十一条　法第二十条第二項の規定による財産の状況を記載した書類の提出は、卸売業者（法第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）が法第五十一条第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合又はその純資産額が法第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が二以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つた場合に、農林水産大臣の指示に従い行うものとする。

2　法第二十条第二項の農林水産省令で定める財産の状況を記載した書類は、別記様式第三号により作成した残高試算表とする。